平成27年 第3回 東彼杵町議会臨時会会議録

平成27年第3回東彼杵町議会臨時会は、平成27年7月7日本町役場議場に召集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番口木俊二君2番吉永秀俊君3番岡田伊一郎君4番前田修一君5番橋村孝彦君6番立山裕次君7番浪瀬真吾君8番森敏則君9番大石俊郎君10番堀進一郎君

11番 後城 一雄 君

- 2 欠席議員は次のとおりである。
- 3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

長 渡邉 悟 君 教 育 長 今道 大祐 君 町 副 町 長 (不 在) 建設課長下野慶計君 健康ほけん課長 構 浩光 君 総務課長 森 隆志 君 農林水産課長 岡田 半二郎 君 町民福祉課長 西坂 孝良 君 農委局課長(岡田半二郎君) 財政管財課長 深草 孝俊 君 水道課長欠席 まちづくり課長 松山 昭 君 教育次長 岡木 徳人 君 税 務 課 長 三根 貞彦 君 会 計 課 長 峯 広美 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有川 寿史 君 書 記 山下 美華 君

- 5 議事日程は次のとおりである。
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて

(東彼杵町農業振興地域整備促進協議会設置条例等の一部を改正する 条例)

日程第4 議案第53号 東彼杵町学校給食センター食器消毒保管機購入について

開 会 (午前9時28分)

○議長(後城一雄君)

開会したいと思います。只今の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回東彼杵町議会臨時会を開会します。

会議を始めます前に、町長部局の人事異動があっておりますので、その紹介を町長からお願いします。町長。

○町長 (渡邉悟君)

おはようございます。お手元に職員配置表をお配りいたしておりますけれども。それのNo.1 の方をご覧いただければ幸いかと思いますけれども。今回機構改革によりまして、名称変更で健康ほけん課というのが新たに設置をいたしております。それから農林水産課ということで変更になっております。そして人事異動等もございまして、町民課の課長に西坂孝良君、健康ほけん課の課長に構浩光君、そして農林水産課の課長に新たに岡田半二郎君を任命いたしておりますので、ご紹介いたします。農林水産課長のみから挨拶をさせたいと思います。よろしくお願いたします。農林水産課長。

○議長(後城一雄君)

農林水産課長。

○農林水産課長 (岡田半二郎君)

皆さん、おはようございます。

農林水産課長を7月1日付の辞令をもって配属することになりました岡田と申します。農林水産 課の方ですね、非常にいろんな喫緊の課題もございまして、非常に今の現状において、高齢化、後 継者不足と大きな課題を抱えております。そういった課題に向けて、頑張ってまいりたいと思いま すので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(後城一雄君)

それでは会議を始めます前にお知らせをいたします。水道課長が入院加療のため、本日の会議を 欠席したいとの申し出がありましたので、許可をいたしております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて (東彼杵町農業振興地域整備促進協議会設置条例等の一部 を改正する条例)

○議長(後城一雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則 125 条の規定によって、5 番、橋村孝彦君、6 番、立山 裕次君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後城一雄君)

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第52号、専決処分の承認を求めることについて(東彼杵町農業振興地域整備促進協議会設置条例等の一部を改正する条例)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 (渡邉悟君)

議案第52号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法179条第1項の規定によって、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。東彼杵町農業振興地域整備促進協議会設置条例等の一部を改正する条例。専決処分の理由といたしましては、東彼杵町課設置条例の一部改正による課の名称変更に伴いますところの関連議案を平成27年7月1日からの施行として改正する必要があったため、専決処分をしたものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長(後城一雄君)

町長に代わり総務課長。

○総務課長(森隆志君)

補足して説明をいたします。先般の6月の議会におきまして、東彼杵町課設置条例の一部改正が可決をいただきました。その関連で課の名称の変更による議案が3議案改正をする必要がございました。今回の議案につきましては、専決処分ということでということで、記ということで、東彼杵町農業振興地域整備促進協議会設置条例等ということでお願いをしております。3つの改正を一つの議案としてお願いするものでございます。専決処分書をめくっていただきまして、最終のページが3つの議案を第1条、第2条、第3条ということでお願いしております。

まず第1条では、東彼杵農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正、第8条中の産業振興課を農林水産課、第2条におきましては、東彼杵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正で、第9条中の町民生活課を健康ほけん課、第3条では、東彼杵町子ども・子育て会議条例の一部改正でありまして、第8条中の町民福祉課を町民課と。今回の課設置条例の改正による改正でございます。いずれも7月1日から施行するという必要がございましたので、専決処分をさせていただきました。以上、よろしくお願いいたします。

○議長(後城一雄君)

それでは、これから質疑を行います。質疑のある方は、どうぞ。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後城一雄君)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後城一雄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、委員会付託を省略することに決定いたしま した。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後城一雄君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後城一雄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第52号、専決処分の承認を求めることについて(東彼 杵町農業振興地域整備促進協議会設置条例等の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認するこ とに決定しました。

日程第4 議案第53号 東彼杵町学校給食センター食器消毒保管機の購入について

○議長 (後城一雄君)

次に、日程第4、議案第53号、東彼杵町学校給食センター食器消毒保管機の購入についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(渡邉悟君)

議案第53号、東彼杵町学校給食センター食器消毒保管機の購入について、東彼杵町学校給食センター食器消毒保管機の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。取得の目的が東彼杵町学校給食センター食器消毒保管機の購入でございます。取得の予定金額が、6,156千円でございます。購入先が長崎県諫早市栄田町22番50号、株式会社長崎日調 代表取締役社長 萩原悟。提案の理由が、東彼杵町学校給食センター食器消毒保管機を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出するものでございます。これは特に、先の6月22日に可決をいただきました補正予算(第2号)で交布決定をいただいたものでございますが、予算書の際は保管庫ということで計上をいたしておりましたけれども、正しくは保管機の方が正しいようでございます。これは特になぜ今、臨時をすべき時期かということでございますけれども、この設置をする時に給食を止めるわけにはいきませんので、夏休み期間中に行

うために、是非今回議決をいただかないと工事ができないということで提案をいたしております。 詳細につきましては、教育次長の方から説明をいたします。慎重審議の上、適正なご決定を賜りま すようよろしくお願いいたします。教育次長。

○議長(後城一雄君)

町長に代わり教育次長。

○教育次長 (岡木徳人君)

町長に代わりご説明をいたします。当該食器消毒保管機につきましては、昭和56年給食センター設置当初から配備している備品でございます。既に30数年の経過で、経年劣化で故障も頻発をいたしております。そういうことで一端故障しますと給食提供業務に多大の影響があるということで、6月の補正予算で予算につきましてご承認をいただきまして、今回購入をするものでございます。中身につきましては、3台の購入予定でございます。熱風処理の消毒保管機、現在5台配備いたしておりますけれども、その内、昭和56年3月に購入いたしました3台につきまして、今回更新を図りたいということで取得を行うものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(後城一雄君)

それでは、これから質疑を行います。質疑ある方、どうぞ。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後城一雄君)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後城一雄君)

異議なしと認めます。従って、議案第 53 号は委員会付託を省略することに決定しました。 これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後城一雄君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後城一雄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第53号、東彼杵町学校給食センター食器消毒保管機の 購入については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。

平成 27 年第 3 回東彼杵町議会臨時会を閉会します。 お疲れ様でした。

閉 会 (午前 09 時 39 分)

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成 28年 6月 7日

議 長 後城 一雄

署名議員 橋村 孝彦

署名議員 立山 裕次